

千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、土砂災害特別警戒区域等内の居住者の生命及び身体を保護するため、土砂災害危険住宅からの移転を行う者に対し、移転等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域等

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の調査を完了し、アに掲げる区域に指定される見込みのある区域

(2) 土砂災害危険住宅

土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用途に供するもの。

(種目、経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目、経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、別表に掲げる経費から、他の制度による補助金等の額を差し引いた額を、本事業における補助金の交付の対象となる経費とする。

(補助金の交付対象)

第4条 本事業の交付対象となる土砂災害危険住宅は、次に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

(1) 土砂災害特別警戒区域等の指定日前から存する住宅であること

(2) 除却を行うものであること

(3) 住宅の居住者が土砂災害警戒区域外（指定予定を含む。）に移転すること

(4) 前号に規定する移転先が千葉県内であること

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域に指定された土地に建つ住宅ではないこと

2 本事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、土砂災害危険住宅の所有者で、次に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

(1) 土砂災害危険住宅に居住していること

(2) 土砂災害特別警戒区域等の指定日前から居住していること

(3) 除却後の跡地に居室を有する建築物を建築しないこと

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を不相当と認めたもの
- 4 補助金の交付の申請は、土砂災害危険住宅1戸につき申請者1人とし、申請者1人につき土砂災害危険住宅及び移転先住宅各1戸とする。
- 5 補助金の交付は、申請者1人につき1回とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付す条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(承認の申請)

第7条 前条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第1項第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前条第1項第3号の規定により知事の指示を受けようとするときは、千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業遂行状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、当該事業完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1ヵ月を経過した日又は当該事業完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業補助金交付請求書（別記第8号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第3項第2号又は第3号に該当する者とする。

(財産の処分)

第11条 規則第21条に規定する財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間（賃貸住宅については、賃借料の補助を行った期間）とする。

2 処分制限期間内に取得財産等を処分する場合は、あらかじめ千葉県土砂災害危険住宅移転支援事業財産処分申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業種目	経費区分	補助対象経費		補助額
危険住宅 除却事業	除却費	土砂災害危険住宅の除却に要する経費		補助対象経費の 10/10以内 (ただし、300万 円を限度とする。)
	動産移転費	動産の移転（引っ越し）に要する経費		
	移転に要する 経費	移転に要する経費 で右に定めるもの	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に付帯して要する経費	
賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料 (最大1年間・敷金は除く)				
建物建設 (購入) 事業	建物建設 (購入)費	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに居住する住宅を建設又は購入する際に要する経費	
	土地購入費		移転先の土地購入に要する経費	
	空き家等改修費		新たに居住する空き家等の改修に要する経費	